

令和4年第1回美唄市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年1月27日(木) 午前9時30分～午前9時45分
- 2 開催場所 美唄市役所市長会議室
- 3 出席委員 19名
会長 19番 今田邦彦
会長職務代理 18番 畑雄二
委員 1番 澁谷英昭 2番 白木義一
3番 森良明 4番 太田秀樹
5番 貞廣樹良 6番 鈴木孝典
7番 高橋修 8番 吉田彰
9番 長谷川彰徳 10番 赤澤良一
11番 柏葉政良 12番 岩間秀一
13番 中澤裕幸 14番 齊藤良平
15番 峯崎光行 16番 田中政幸
17番 伊藤貢三

欠席委員(0名)

- 4 説明員 水上事務局長・佐藤事務局次長・山下農業振興係長
- 5 議事日程
第1 会議録署名委員の指名
第2 会期の決定
第3 諸般報告
第4 推薦第1号 美唄市都市計画審議会委員推薦の件
第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可の件
第6 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件
第7 議案第3号 農用地の買入協議要請の件
第8 議案第4号 農地法第52条の規定による賃借料情報提供の件
第9 議案第5号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

令和4年第1回農業委員会総会

議長	ただいまより、令和4年第1回美唄市農業委員会総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。 日程の第1、会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、議席番号3番森良明委員、4番太田秀樹委員を指名いたします。 つぎに、日程の第2、会期の決定であります。今期総会の会期は、本日1日と致したいと存じますが、これにご異議ございませんか。
委員	(なしの声)
議長	ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日とすることに決定をいたします。 つぎに、日程の第3、諸般報告に入ります。 諸般報告については、記載のとおり朗読を省略いたします。
委員	ご質問ございませんか。
議長	(なしの声) ないようでございますので、これをもって報告を終わります。 つぎに、日程の第4、推薦第1号、美唄市都市計画審議会委員推薦の件を議題といたします。事務局から説明を求めます。
山下係長	ただいま議題となりました推薦第1号美唄市都市計画審議会委員推薦の件について、ご説明いたします。これは、美唄市都市計画審議会委員2名を推薦するもので、美唄市都市計画審議会条例において、「この審議会は、市長の諮問に応じ、都市計画等に関し審議し、意見を答申する」とあります。委員は市議会推薦4名、農業委員会推薦2名、学識経験者6名で構成されています。従来より会長及び会長職務代理者を推薦していることから、今田会長、畑職務代理者を推薦することが適当と思われます。以上で説明を終わります。
議長	ただいま事務局から説明のあった、美唄市都市計画審議会委員の推薦につきましては、事務局説明のとおり推薦することとし、これに、ご異議ございませんか。

委員 議長	(なしの声) ご異議なしと認めます。
	よって、事務局説明のとおり推薦することに決定いたしました。
山下係長	つぎに、日程の第5、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可の件を議題といたします。事務局から説明を求めます。
	ただいま議題となりました議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可の件について、ご説明いたします。このことについて、次のとおり申請があったので許可の可否について審議を求めるものです。これは、当事者が農地または採草放牧地について、所有権の移転または権利の設定をする場合には、農業委員会の許可を受けなければならないこととなっていることから、その許可の可否について審議を求めるものです。
	(議案朗読省略)
	なお、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号に係る不許可要件には、該当しないものです。場所につきましては、議案第1号資料のとおりとなっております。以上で説明を終わります。
議長	ただいま事務局から説明があった農地法第3条第1項の規定による許可の件について、質疑を行います。
	これに、ご異議ございませんか。
委員 議長	(なしの声) ご異議なしと認めます。
	よって、原案のとおり許可することに決定をいたします。
	つぎに、日程の第6、議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。事務局から説明を求めます。
佐藤次長	ただいま議題となりました議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。利用権の設定の種類は1番から3番が所有権移転、4番から11番が賃借権設定です。
	(議案朗読省略)

		なお、1 番は北海道農業公社が利用権の設定等を受けるものであり 1 1 ページ別添 1 調査書、番号 2 番・3 番・5 番から 1 1 番は個人が利用権の設定等を受けるものであり 1 2 ページ別添 2 調査書、4 番は法人が利用権の設定等を受けるものであり 1 3 ページ別添 3 調査書、以上のとおり農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。場所につきましては、議案第 2 号資料のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては、1 月 2 7 日を予定しております。以上で説明を終わります。
議	長	ただいま、事務局から説明があった農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画決定の件について、質疑を行います。
		これに、ご異議ございませんか。
委	員	(なしの声)
議	長	ご異議なしと認めます。
		よって原案のとおり決定をいたします。
		つぎに、日程の第 7、議案第 3 号、農用地の買入協議要請の件を議題といたします。事務局から、説明を求めます。
佐藤次長		ただいま議題となりました、議案第 3 号農用地の買入協議要請の件についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第 1 6 条第 1 項の規定に基づき、次の通り申し出のあった、農用地の買入協議要請の可否について審議を求めるものです。
		(議案朗読省略)
		以上、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため、北海道農業公社による買入が特に必要と認めたため、市に対し買入協議を行うよう要請するものです。なお、場所につきましては、議案第 3 号資料のとおりとなっております。以上で説明を終わります。
議	長	ただいま事務局から説明のあった、農用地の買入協議要請の件について質疑を行います。
		これに、ご異議ございませんか。
委	員	(なしの声)
議	長	ご異議なしと認めます。
		よって、原案の通り要請することで決定をいたします。

		つぎに、日程の第 8、議案第 4 号、農地法第 5 2 条の規定による賃借料情報提供の件を議題といたします。事務局から説明を求めます。
山下係長		ただいま議題となりました議案第 4 号農地法第 5 2 条の規定による賃借料情報提供の件について、ご説明いたします。農地法第 5 2 条の規定により下記のとおり賃借料情報を提供するため議決を求めるものです。なお、令和 3 年 1 月から 1 2 月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a 当たり)は、表のとおりとなっております。
		(議案朗読省略)
		以上で説明を終わります。
議 長		ただいま事務局から説明のあった、農地法第 5 2 条の規定による、賃借料情報提供の件について質疑を行います。
		これに、ご異議ございませんか。
委 員		(なしの声)
議 長		ご異議なしと認めます。
		よって原案のとおり農地の実勢の賃借料情報について決定し、ホームページ等により情報提供いたします。
		つぎに、日程の第 9、議案第 5 号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議を議題といたします。畑職務代理者から説明いたします。
畑職務代理者		ただいま議題となりました、議案第 5 号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、案文を朗読し提案理由の説明にかえさせていただきます。
		(決議案文朗読)
議 長		ただいま説明があった、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について質疑を行います。
		これに、ご異議ございませんか。
委 員		(なしの声)
議 長		ご異議なしと認めます。
		よって決議のとおり法令順守を徹底されるようお願いいたします。
		以上をもちまして、第 1 回農業委員会総会は閉会いたします。ご苦労様でした。

